## 災害対策に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱

制定 平成 3年 8月12日 平成 3年10月 要綱第 60号 改正 平成 5年 6月 要綱第 49号 改正 平成13年 6月 要綱第153号 改正 平成21年 4月 要綱第160号 改正 平成26年 3月 要綱第 41号 改正 平成27年 4月 要綱第319号 平成28年11月 要綱第243号 改正 改正 平成30年 3月 要綱第 41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応に従事した職員(以下「従事職員」という。)に対する交通費等の支給について必要な事項を 定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 前条の災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第2条第1号に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害ならびに品川区災害弔意金および災害見舞金の支給要綱(昭和50年制定)第3条および第6条に定める事象をいう。
- 2 前条の対応とは、前項に掲げる災害に関する情報収集や現場作業等に従事した職員の 事務をいう。

(支給対象者)

第3条 交通費等は、従事職員に対し支給する。

(交通費)

- 第4条 従事職員が参集に要した交通費(自家用車等を利用した場合を除く。)については、その実際に要した費用を支給する。ただし、参集経路の全部または一部が通勤定期利用区間である場合にはその部分については支給しない。
- 2 前項において、従事職員が緊急かつやむを得ない事情によりタクシーを利用した場合 その利用が必要かつ相当と認められるときには、当該利用に要した費用を支給する。 (洗濯代)
- 第5条 従事職員のうち災害発生現場また発生のおそれがある現場に出動した者には防災 服洗濯代を支給する。

(食事の提供)

第6条 従事職員には必要に応じて食事を提供する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

- この要綱は、平成3年8月12日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成28年11月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。